

## 3-5. 共通 ～下水道の見える化・水環境ビジネスの展開のために～

### 3-5-1. 住民・企業・大学等との協働及び広報・教育活動

#### (1) 現状と課題：住民・企業・大学等との協働及び広報・教育活動の拡充

##### ① 住民協働の必要性

県・市町は、住民等と共通の目的をもって下水道事業を進めていくことが重要です。そのために、住民等に下水道サービスの受益者であるとともに、汚水の排出者であることを認識した上で、自主的、積極的に下水道事業を通じたまちづくりや地域環境の形成に関わって頂く機会を設けることが必要です。

##### 【住民協働のあり方】

- ・ 計画段階から住民等と情報・目標を共有する。
- ・ 住民が参画可能な場を設け、住民意見を事業に反映する。

現在県内にお住まいで、県政について関心をお持ちの方約 200 名の方に県政モニターとして活動していただいています。この県政モニター制度は、モニターの皆さんに、県からの情報を提供し、県政に対するご意見やご提案をお聴きするとともに、県政へのご理解とご関心を深めていただくために設けているものです。また、各種計画案を作成後は、パブリックコメントを実施し、広く住民の方の意見を募集し、計画へ反映しています。

住民協働の事例としては、「山寺川市街地排水浄化施設運営協議会（伯母川ビオ・パーク運営協議会）」の設置や「各浄化センター運営協議会」の設置があります。

##### 【現在の住民協働の事例】

・「伯母川ビオ・パーク運営協議会」の設置：市街地排水浄化対策事業（草津・山寺川流域）の市街地排水浄化施設の運営は、地元の方々を中心としたボランティアで実施されています。



伯母川ビオ・パーク運営協議会のみなさん

・「各浄化センター運営協議会」の設置：下水処理場毎に地元関係者、関係市の議員等を運営協議会委員として委嘱し、下水処理場の建設と運営について協議を実施しています。湖南中部浄化センターでは学識経験者の方も参加されています。

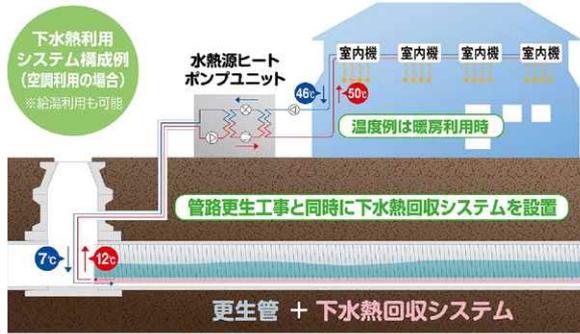
## ②民間企業、大学等との共同研究

民間企業、大学等が持つ技術、ノウハウのうち、研究、実証段階のものについて、滋賀県と共同研究することで実用化を目指す、あるいは滋賀県での適用に向けた可能性研究、改良等を目的とした研究を共同して実施するものです。

### ➤ 「下水熱利用の民間利用促進」

研究主体：積水化学、関西電力、日水コン共同研究体 期間：H27.10～H29.3

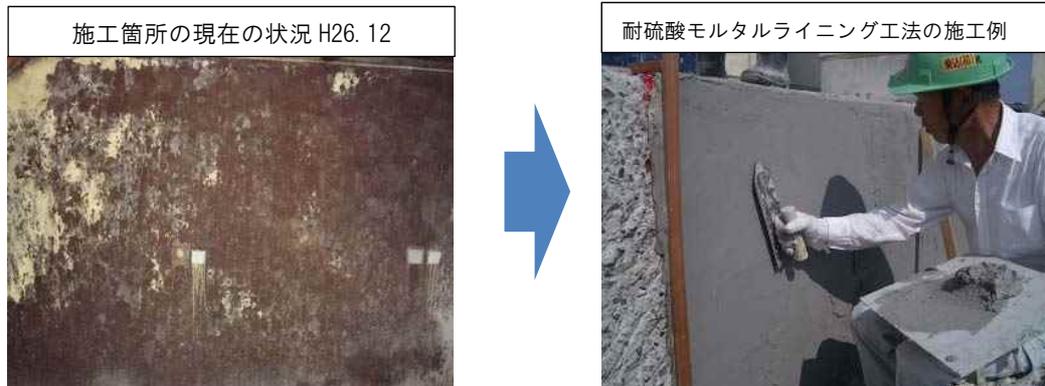
<下水熱利用の概要>



(老朽管更生工事と同時に熱交換器を設置するシステムの模式図)

### ➤ 「コンクリート耐久性向上技術の開発」

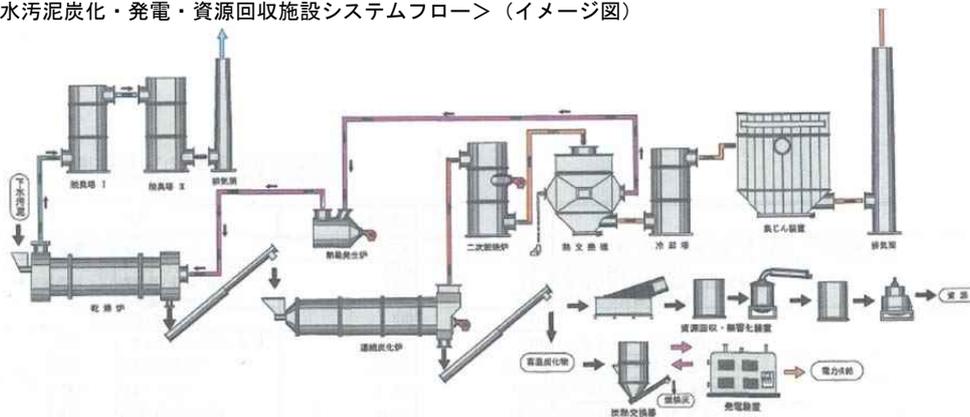
研究主体：デンカ株式会社 期間：H28.5～H38.3



### ➤ 「下水汚泥の炭化・発電・資源回収システムの開発」

研究主体：株式会社三佳・岐阜薬科大学・株式会社ケントム共同研究体  
期間：H28.6～H29.3

<下水汚泥炭化・発電・資源回収施設システムフロー> (イメージ図)



### ③広報・教育活動の必要性

『水環境の保全』の原点をたどると、「海域」→「流域」→「地域」→「家庭」（個人）であることから、滋賀県に暮らす“ひとり一人”が永続的な水環境保全のあり方（ひとり一人の汚濁負荷削減への取り組みと汚水処理施設の整備・高度化）を認識していただけるよう、必要な情報や機会を提供する必要があります。

このような情報や機会の提供は、その効果を実効性あるものとするため各地域において活動されているNPOや住民団体、ボランティア等と連携し、実施する事が重要です。



図 3-5-1. 浄化センター小学校見学会の様子

平成 22 年度末まで、滋賀県では水環境科学館を中心として、様々な広報・教育活動を実施してきました。水環境科学館は平成 22 年度末で廃止となりましたが、淡海環境プラザが平成 25 年 4 月に開設され、琵琶湖博物館や各下水処理場とともに役割を継承しています。

なお、市町においても過半数の市町で広報活動を実施しています。

- 下水道の日などでのイベント活動
- 環境学習会
- 施設などの見学会
- 滋賀県HPでの広報活動
- 下水道パンフレットの作成・配布



公益社団法人日本下水道協会を中心に設立された下水道広報プラットフォーム（GKP）による実践的な下水道広報の一環で、平成 28 年度に県、草津市でマンホールカードを作成し、見学者等へ配布しています。



図 3-5-2. ワタカ放流の様子



図 3-5-3. 浄化センター親子見学会の様子

2016年(平成28年)  
**Mr.ウォーター  
パントマイム &  
湖南中部浄化センター  
バス見学ツアー**

日時 **9月11日(日)**  
10:00~16:00 [雨天決行 荒天中止]

場所 **矢橋帰帆島**  
滋賀市矢橋町字帰帆2109番地

**Mr.ウォーター  
パントマイム** [所要時間 約20分]  
施設見学ビデオでおなじみ  
Mr.ウォーターの楽しい  
パントマイムショーです。

**浄化センター  
バス見学ツアー** [所要時間 約80分]  
いつもの見学では  
見られない浄化セ  
ンターの奥をバス  
でご案内します。  
(一部徒歩で見学します)

1回目 10:30~10:50  
2回目 12:00~12:20  
3回目 14:00~14:20

1回目 11:00~12:00  
2回目 12:30~13:30  
3回目 14:30~15:30

主催 | 滋賀県下水道課 077-569-5306  
滋賀県南部流域下水道事務所 077-564-1900

図 3-5-4. 処理場見学ツアー

身近な下水道の情報誌  
**碧い湖** No.48  
おおいみずうみ  
平成28年春季

～湖南浄化センター  
下水汚泥燃料化施設～

燃料化物

下水汚泥燃料化施設オープンセレモニー

**目次**

げすいとびっくす 滋賀県最大のメガソーラー完成！  
～滋賀・矢橋帰帆島メガソーラー発電所～

市町だより 野洲市 山寺川市街地排水浄化対策施設～愛称 伯母川ヒオパーク～  
市街地排水浄化対策事業 湖南浄化センター下水汚泥燃料化施設の本格運転を開始しました！

特集 びっくす びっくす びっくす びっくす びっくす びっくす  
びっくす びっくす びっくす びっくす びっくす びっくす

お知らせ 親子で参加！夏休み下水道親子見学会～湖南中部・東部浄化センター～  
施設見学会・パラダイム公開！～湖南浄化センター～  
淡海環境プラザの紹介

やってみよう!! げすいクロス

図 3-5-5. 下水道の情報誌

滋賀県  
**流域下水道** 25-000-A001

35°00'40.6"N  
135°54'59.3"E

56-5-1-1

**デザインの由来**

設置開始 1989年

山峰と琵琶湖

ヨット かつぶり

「琵琶湖」、「かつぶり(県の鳥)」、「水上の船」をバランスよく描き、それらを取り囲むように「山峰」を幾何学的にデザインしたマンホール蓋です。日本遺産に認定された琵琶湖とその水辺景観は文学や芸術の題材にされることが多く、古くはかつぶりが万葉集に歌われたほか、江戸時代には歌川広重が「近江八景」として描いています。近年はウォータースポーツの場としても愛されるようになった琵琶湖。時を超え、いつの時代も豊かな恵みを与えてくれる存在です。このデザインには、私たちが畏敬と思慕の念を込めて「母なる湖」と呼ぶ琵琶湖を、未来永劫引き継ぐ想いが込められています。

1608-00-001  
淡海環境プラザ ©GKPマエプロ

図 3-5-6. マンホールカード

**(2) 施策の方向性：下水道の見える化の推進  
見える化や協働の推進(県・市町)●**

【施策の方向性】  
●:ビジョン策定時と同様の内容  
★:今回追加・変更した内容

現在実施している住民・企業・大学等との協働や広報・教育活動を中心に、今後も積極的に下水道の見える化を推進していきます。また、住民協働（NPO の参画）の実施や、広報のほかに学校や地域自治会等での参加型学習活動を充実させます。県・市町の広報体制・内容をより充実させ、利用者が必要としている情報を提供します。

また、平成 27 年 2 月に設置した「滋賀県下水道審議会」を活用し、有識者の専門的な知見や県民各層の多様な意見を取り入れ、政策形成過程の透明性を確保します。民間事業者との協働についても、共同研究などを積極的に推進します。

さらに淡海環境プラザを活用し、下水道の仕組みとその大切さを広く周知するとともに、下水道の正しい使い方の啓発を継続します。

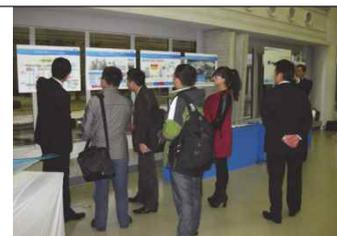
**3-5-2. 国際展開**

**(1) 現状と課題：水環境ビジネスの支援の社会的要請**

本県では、全国に先駆けて下水の高度処理を導入するなど、琵琶湖を中心とした公共用水域の保全に関する経験、ノウハウを有しています。近年の地域経済、人口減少等の状況から、このノウハウを活かし、「ウォーターバレー」<sup>49)</sup>の実現に向けた取組を強化し、地域経済の活性化に寄与することがより一層求められています。

また、H25～27 に JICA 草の根技術協力事業を活用し、本県の友好省である中国湖南省において本県の有する経験・ノウハウを活かした汚水処理技術の向上に係る支援を行っています。ベトナム国クアンニン省に対しても、技術協力を行うことにより、本県の汚水処理技術の継承・発展および県内企業の海外展開の足掛かりとなることを目指しています。

JICA 湖南省プロジェクト研修生視察



中国湖南省での環境教育



図 3-5-7. JICA 草の根技術協力事業の様子



図 3-5-8. JICA 草の根技術協力事業成果報告会 (H28. 1. 28)



図 3-5-9. ベトナム国クアンニン省による滋賀県知事への表敬訪問 (H28. 4)

49) ウォーターバレー：水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積（ウォーターバレー）を目指す取り組み。



図 3-5-10. JICA 草の根技術協力事業(ベトナムでの現地研修 H27. 9)

淡海環境プラザでは、新技術の開発と成果の普及、ならびに県内企業の水環境ビジネス展開へとつなげることを目的として、下水処理をはじめとした水環境に関わる新技術成果を発信しています。また、企業等の新技術や製品、研究成果等を展示し、プラザで行うビジネスセミナーや滋賀県が進める海外プロジェクト等での視察の際に紹介するなど、情報発信を行っています。平成 25 年 3 月に開設した「しが水環境ビジネス推進フォーラム」との連携により、新技術の情報発信の機会を作るとともに、企業等の海外展開の足掛かりとなるような取り組みを行っています。

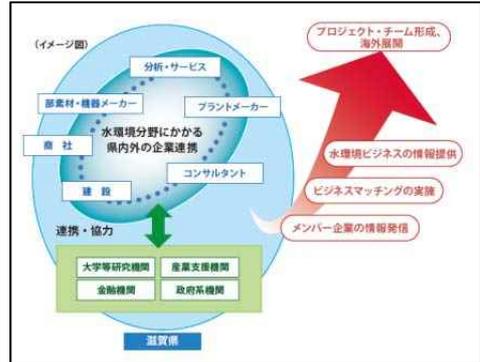


図 3-5-11. しが水環境ビジネス推進フォーラム



図 3-5-12. 淡海環境プラザ

【淡海環境プラザでの事業概要】

- ①公共技術支援：各浄化センターにおける水質管理評価業務、現場支援業務
- ②人材育成：普及啓発業務（各浄化センター施設見学対応、広報誌『碧い湖』の発行、啓発イベントの開催、下水道技術講習会の開催）
- ③新技術開発支援：滋賀県と企業等の共同研究ならびに各浄化センターにおける企業等の試験研究のためのフィールドや試料の提供を行う。
- ④新技術普及促進支援（技術展示）：新技術開発の成果や、企業等の新技術、製品を淡海環境プラザ館内に展示し、情報発信を行う。

**(2) 施策の方向性：水環境ビジネスの展開支援  
JICA との連携強化と国際化への取り組み(県)★**

【施策の方向性】  
●:ビジョン策定時と同様の内容  
★:今回追加・変更した内容

世界の水ビジネス市場は、平成 37 年には 90 兆円規模（うち、下水道分野は約 40 兆円）に成長することが予測されています。滋賀県では JICA 草の根技術協力事業と連携し、水環境分野を中心とした経済技術交流活動を実施しています。

また、滋賀県は先進的水環境保全の取り組みと、知識・技術と経験の集積という強みを生かした海外展開の取り組みが認められ、国土交通省より水環境技術の海外展開に積極的な団体から成る「水・環境ソリューションハブ（WES Hub）」の構成地方公共団体として、平成 26 年 3 月 28 日に登録されました。

さらに、「淡海環境プラザ」を水環境技術の研究開発、情報発信の拠点として活用しながら、本県が持つ水環境技術・ノウハウを世界に発信するとともに、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」と連携し、県内企業の水環境ビジネスを推進します。

**WES Hub  
とは？**

- 日本の水・環境インフラの技術と政策を海外に積極的に提供していくための都市・技術専門機関による連合体のこと。
- 先進的な技術・経験を持つ都市が連携し、アジア太平洋水フォーラムのナレッジハブである日本サニテーションコンソーシアムを窓口として、日本の知見を世界に発信。
- 各都市では、水・環境に関する各機関における政策や、最先端の実証実験サイト訪問など、水環境に関する技術と政策について幅広いノウハウを体験可能。



**Technology 技術**

稼働している処理場などを訪問し、先進技術を実地で見学



**WES Hub** 水環境ソリューションハブ  
登録都市・技術専門機関

Japan Sewerage Works Agency, City of Sendai, Kobe City, Shiga Prefecture, Saitema Prefecture, Tokyo Metropolitan, City of Kawasaki, City of Yokohama, Osaka City, Fukuoka City, City of Kitakyushu

窓口・情報集約  
JSC  
事務局  
MLIT



**Learning 学習機会の提供**

各都市が支援する研修により、水環境インフラ技術を政策や都市づくりの観点から理解



**Networking 交流**

海外の研究機関・民間企業との交流・意見交換





図 3-5-13. 水・環境ソリューションハブ（WES Hub）

### 3-5-4. まとめ

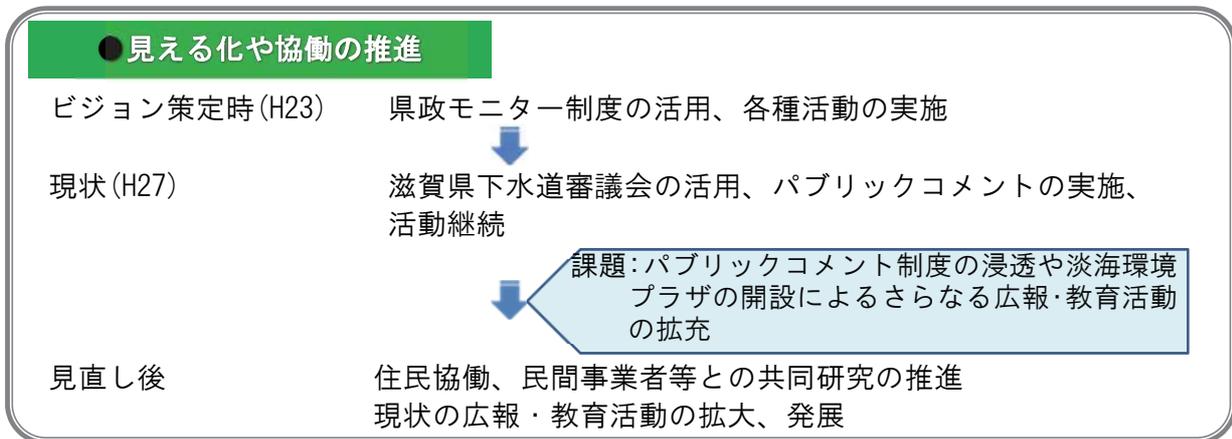
住民や事業者がより自主的・積極的に下水道事業を通じたまちづくり等に関わるためには、行政がその機会を設けることが必要です。また、本県の高度処理や琵琶湖を中心とした公共用水域の保全に関する経験を活かせば、地域経済の活性化や国際化への取り組みにつなげることができます。

これら状況を踏まえ、住民協働やグローバルな水環境ビジネスの展開支援を目指し、淡海環境プラザ等を活用して、見える化や協働を推進するとともに、JICA との連携強化や国際化への取り組みを進めます。

【施策の方向性】  
●:ビジョン策定時と同様の内容  
★:今回追加・変更した内容

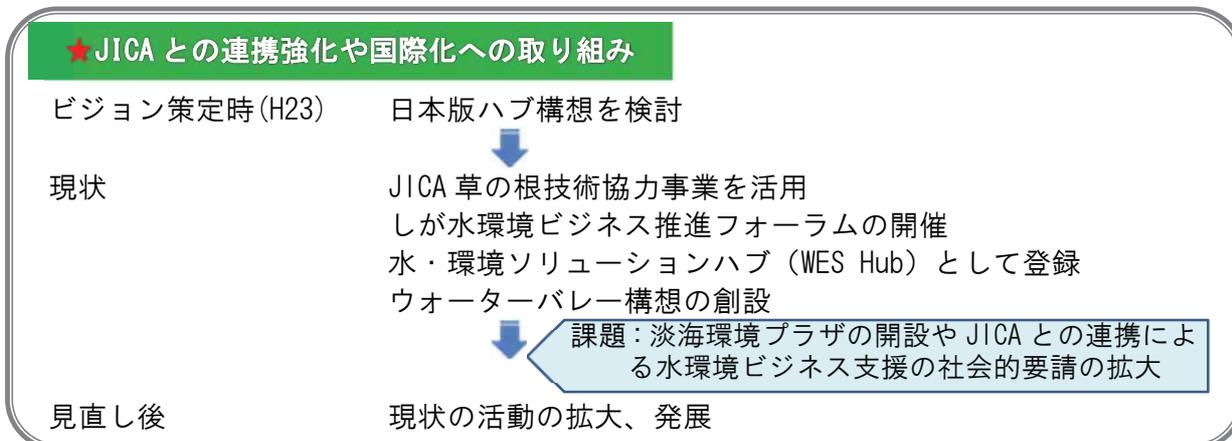
#### (1) 住民・企業・大学等との協働及び広報・教育活動に関する施策の方向性

現在実施している住民・企業・大学等との協働や広報・教育活動を中心に、今後も積極的に下水道の見える化を推進していきます。



#### (2) 国際化に関する施策の方向性

JICA との連携を強化し、下水道技術を有効活用したビジネス展開の支援に努めます。「水・環境ソリューションハブ (WES Hub)」の構成地方公共団体として、今後も積極的に海外展開に取り組みます。



## 4. 施策展開の視点

本県でも人口減少局面に入るなど、社会経済情勢の変化のなか、県および市町の下水道事業を持続的に進めていくためには、「選択と集中」を図ることが重要です。さらに、下水道に求められている様々な役割を果たすためには、「住民や他部局等との協働」を図り事業を進めることも重要です。

### (1) 選択と集中

県および市町それぞれに整備状況、財政規模、執行体制は異なります。財政的、人的な制約が強まっているなか、地域の特性やニーズを考慮すると、適切な下水道の管理を持続的に実施することを基本としつつ、自治体毎に事業を選択・集中して実施する必要があります。

### (2) 住民や他部局等との協働

本県の下水道事業は、琵琶湖をはじめとする公共水域の水質保全を目的とし、流域下水道の整備を集中的に行った結果、全国的にみても高い水準で下水道が普及しています。

これからの下水道は、地域住民との協働や、他部局等とこれまで以上に連携を図りながら、下水道における環境教育を通じた取り組みや、防災訓練等の連携を通じた浸水・地震災害への備えの拡充等、下水道に求められている様々な役割を果たすための取り組みを進めていく必要があります。

## 5. 進行管理（フォローアップ）

「滋賀県下水道中期ビジョン」は5年後に目標年次に達します。それまでの間、各将来像に対する施策の進行を総合的に評価する指標を設定し、毎年各施策の実施状況を確認し、進行管理に努めます。

表 5-1(1). 各将来像の指標

| 将来像      | 施策の方向性      | 指標（□H27実績値⇒■H32目標値）   |   |
|----------|-------------|---|---|
|          |             | 県   | 市町  |
| I 暮らし    | 汚水処理施設の普及促進 | 下水道普及率<br>□88.8% ⇒■92.2%  |   |
|          |             | 汚水処理人口普及率<br>□98.5% ⇒■99.3%   |   |
|          | 接続率の向上      |   | 接続率<br>□92.9%   |
| II 安全・安心 | 浸水対策        | 守山栗東雨水幹線の整備延長<br>□3.8km/4.8km⇒■4.8km/4.8km  | 雨水整備率(対全体計画)<br>□8.1%   |
|          |             | ポンプ場浸水対策の実施箇所数<br>□0/6箇所 ⇒■6/6箇所  |   |
|          | 不明水対策       | 被害軽減対策の実施数(ハード対策)<br>□0/4処理区  | 不明水発生箇所の調査・対策実施数(ハード対策)<br>□11/19市町   |
|          |             | 処理場・ポンプ場の運転ルールの見直し数(ソフト対策)<br>□1/4処理区   | 住民啓発の実施数(ソフト対策)<br>□4/19市町  |
|          | 地震対策        |   | BCP(網羅版)の策定数<br>□5/19市町 ⇒■19/19市町   |
|          |             | 耐震診断の実施数(新耐震指針)<br>処理場<br>□0/4処理区⇒■4/4処理区<br>ポンプ場<br>□0/4処理区⇒■4/4処理区<br>管渠<br>□0/4処理区⇒■4/4処理区 | 耐震診断の実施数<br>処理場<br>□2/4市 ⇒■4/4市<br>ポンプ場<br>□3/8市町 ⇒■6/8市町<br>管渠<br>□6/19市町⇒■11/19市町 |
|          |             | 耐震対策実施数(新耐震指針)<br>□0/4処理区   | 耐震対策実施数<br>□4/19市町  |
| 施設の老朽化対策 |             | 計画的な点検調査の実施数<br>処理場<br>□2/4市 ⇒■4/4市<br>ポンプ場<br>□4/8市町 ⇒■8/8市町<br>管渠<br>□12/19市町 ⇒■19/19市町     |   |

注) H32 目標値を記載していない指標は、H27 実績値と比較しながら施策の進捗状況を管理する方針とする。今後関連する計画策定後等に目標値を改めて設定する。

表 5-1(2). 各将来像の指標

| 将来像    | 施策の方向性     | 指標（□H27実績値⇒■H32目標値）                   |  |
|--------|------------|---------------------------------------|--|
|        |            | 県                                     | 市町   |
| Ⅱ安全・安心 | 施設の老朽化対策   | ストックマネジメント計画の策定数<br>□0/4 処理区⇒■4/4 処理区 | ストックマネジメント計画の策定数<br>処理場<br>□0/4 市 ⇒■4/4 市<br>ポンプ場<br>□1/8 市町⇒■8/8 市町<br>管渠<br>□1/19 市町⇒■19/19 市町 |
| Ⅲ環境    | 水環境の向上     | 高度処理人口普及率<br>□88.4% ⇒■91.8%           |  |
|        |            | ST 多段法へ転換率<br>□58.0% ⇒■63.3%          |  |
|        | 下水道資源の有効利用 | 汚泥リサイクル率<br>□29.7%                    |  |
|        | 地球温暖化対策    | 温室効果ガス排出量原単位（H22年比）<br>□115%          | 温室効果ガス排出量原単位（H22年比）<br>□175%   |
| Ⅳ経営管理  | 施設管理       |                                       | 農業集落排水施設の接続数<br>□10 施設 ⇒■52 施設   |
|        |            |                                       | 他事業との連携、広域化・共同化の検討数<br>□2/19 市町  |
|        |            |                                       | PPP/PFI 手法の導入検討数<br>□1/19 市町   |
|        |            | ICT・IoT 促進の検討数<br>□0/4 処理区            | ICT・IoT 促進の検討数<br>□1/19 市町   |
|        | 人材育成       | 技術の伝承・施設情報の整理・体系化実施<br>□未実施⇒■実施       | 技術の伝承・施設情報の整理・体系化実施数<br>□2/19 市町   |
|        | 財政運営       | 公営企業会計の導入<br>□未導入⇒■導入                 | 公営企業会計の導入数<br>□3/19 市町 ⇒■19/19 市町  |
| Ⅴ共通    | 広報・教育活動    | 広報・教育活動の実施数<br>□7 回                   | 広報・教育活動の実施数<br>□3/19 市町  |
|        |            | 住民等との協働実施数<br>□5 回                    | 住民等との協働実施数<br>□1/19 市町   |

注) H32 目標値を記載していない指標は、H27 実績値と比較しながら施策の進捗状況を管理する方針とする。今後関連する計画策定後等に目標値を改めて設定する。

## 6. 語句の説明

### あ行

|   | 語句                | 該当頁 | 説明  |
|---|-------------------|-----|---|
| あ | 新たな有害化学物質         | 60  | 「PRTR（化学物質の排出・移動量届出）法」に基づいて、排出・移動量に関する情報を監視することが義務付けられており、第1期計画策定から第2期策定までに7つの化学物質が新たに位置づけられている。      |
| う | 雨水渠 <sup>きよ</sup> | 25  | 分流式下水道では汚水と雨水は別に排除されるが、このうち雨水排除のための管路を雨水渠という。   |
| う | ウォーターバレー          | 106 | 水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積（ウォーターバレー）を目指す取り組み。  |
| お | 汚水処理人口普及率         | 6   | 行政区域内の総人口に占める汚水処理が可能な人口の比率。つまり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿汲み取り人口を除いた人口の比率。<br>■汚水処理人口普及率（%）＝汚水処理可能人口／総人口×100 |
| お | 汚濁負荷量             | 61  | 窒素やりん、CODなどの汚濁物質の量があり、汚濁物質の時間、あるいは日排水量で表し、[汚濁負荷量＝濃度×排出量]で計算される。                                       |

### か行

|   | 語句         | 該当頁 | 説明   |
|---|------------|-----|--|
| か | 合併処理浄化槽    | 9   | し尿と生活雑排水の両方を戸別に処理する施設（環境省所管）。  |
| か | 改築・更新      | 31  | 排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取り替えを行うこと。                       |
| き | 起債元利償還費    | 95  | 下水道建設事業は主として国の補助金（交付金）と各自治体が起こす起債（借金）を財源としている。起債元利償還費は、後年度、一定期にわたって償還する利子と元本である。 |
| く | クイックプロジェクト | 17  | 地域の実情に応じて、低コストで早期かつ機動的な整備が可能となる新たな整備手法を導入し、効率的な整備が行えるよう平成19年度に国土交通省が創設した制度。      |
| け | 下水道普及率     | 1   | 行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率。下水道処理人口普及率ともいう。<br>■下水道普及率（%）＝処理区域内人口／総人口×100            |
| け | 下水道台帳      | 49  | 下水道施設の管理を適正に行うために下水道法で作成が義務づけられているもの。施設の概要が把握できる調書と図面で構成されている。                   |
| け | 下水汚泥       | 67  | 下水処理の各工程から発生する汚泥をいう。   |
| こ | 高度処理       | 1   | 有機物除去を中心とした従来の標準的な下水処理と比べて富栄養化の原因になる窒素・りん等の除去が高度に行える処理方式。                        |
| こ | 公共下水道      | 9   | 市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道へ接続するもの（国土交通省所管）。                                 |
| こ | 高度処理人口普及率  | 1   | 行政区域内の総人口に占める高度処理区域内人口の割合を示したもの。<br>■高度処理人口普及率（%）＝高度処理区域内人口／総人口×100              |
| こ | 合流式下水道     | 65  | 汚水および雨水を同一の管渠で排除し処理する方式の下水道。雨天時に公共用水域へ未処理で排出される放流負荷量の削減が課題となっており、各種改善事業が実施されている。 |

注）頁 No：当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。

## さ行

|   | 語句          | 該当頁 | 説明  |
|---|-------------|-----|---|
| し | 市街地排水       | 64  | 市街地の屋根や道路に堆積した汚れが降雨で洗い流され琵琶湖に流入し汚濁負荷の原因となる。                                     |
| し | 資本費         | 93  | 法適用している場合は、汚水処理に係る企業債利息＋減価償却費を示す。<br>法非適用の場合は汚水処理に係る地方債等利息＋地方債償還金を示す(=起債元利償還費)。 |
| す | 水質汚濁に係る環境基準 | 58  | 環境基本法に定められている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい水質汚濁に係る基準。                       |
| せ | 接続率         | 18  | 下水道整備済区域内の総人口に占める下水道接続人口の比率。水洗化率ともいう。<br>■接続率(%) = 下水道接続人口 / 下水道整備区域内の総人口 × 100 |

## た行

|   | 語句      | 該当頁 | 説明  |
|---|---------|-----|---|
| た | 単独公共下水道 | 64  | 市町村が独自に終末処理場を有する公共下水道。一方、独自の終末処理場を持たず、流域下水道に接続する下水道を流域関連公共下水道という。           |
| た | 脱水ケーキ   | 67  | 汚泥や水中混濁物質等を脱水機にかけて水分を除去した後に残った固形の物質。  |
| ち | 貯留浸透施設  | 26  | 個人の宅内で設置する雨水貯留タンクや雨水枡の透水化といった小規模のものから、例えば校庭を利用した貯留浸透施設など比較的規模の大きいものがある。     |
| と | 都市下水路   | 25  | 公共下水道事業を実施していない市町村において、市街地の雨水を排除し、すみやかに河川などに排水する施設で、市街地の浸水の解消を図ることを目的としている。 |

## な行

|   | 語句       | 該当頁 | 説明  |
|---|----------|-----|---|
| な | 内水       | 24  | 下水道及びその他の排水施設により河川、海域等の公共の水域に排水する必要のある雨水のこと。一方、外水は河川等によって排水する河川水等をいう。堤防の内側を内、河川側を外として区分される。                       |
| な | 難分解性有機物  | 60  | 微生物により、分解されにくい有機物。  |
| の | 農業集落排水施設 | 9   | 農村地域の汚水等を集約して処理する施設(農林水産省所管)。ほかに林業集落排水施設(農林水産省所管)や小規模集合排水施設(総務省所管)がある。  |
| の | 濃縮汚泥     | 72  | 下水処理過程で発生する汚泥は大量の水分を含んでおり、汚泥処理過程ではまず、濃縮によって水分量を減らす処理が行われる。濃縮された汚泥を濃縮汚泥という。濃縮の方法には、自然沈降による重力式濃縮方式と様々な機械を用いた機械式がある。 |

注) 頁 No : 当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。

## は行

|   | 語句              | 該当頁 | 説明  |
|---|-----------------|-----|---|
| は | ハザードマップ         | 6   | 万一の災害に備え、避難場所や避難経路、予測される被害、緊急連絡先、災害時の心得などを書き込んだ地図のこと。                         |
| ひ | 琵琶湖流域別下水道整備総合計画 | 15  | 滋賀県の下水道整備の基本方針を定めた計画。処理区域、処理能力、窒素やリンの目標削減量などを定めている。                           |
| ふ | 富栄養化            | 1   | 生物生産の小さい貧栄養湖が、流域からの栄養塩類（窒素、リンなど）の負荷によってその栄養塩濃度を増加し、中栄養湖ならびに富栄養湖へと遷移していく過程をいう。 |
| ふ | 不明水             | 31  | 污水管路に浸入する雨水や地下水が原因と考えられている。   |
| へ | 閉鎖性水域           | 1   | 湖沼や内湾など地形的要因で水が停滞しやすい水域であり、富栄養化など水質汚濁が問題になりやすい。                               |
| ほ | 包括的民間委託         | 49  | 委託者は業務の要求水準（性能要件）を定め、要求水準を満足するための計画は受託者が自身の責任のもとで作成することで、受託者の裁量を拡大した発注方式      |

## ま行

|   | 語句        | 該当頁 | 説明   |
|---|-----------|-----|--|
| み | 湖の栄養塩バランス | 60  | 琵琶湖では全窒素と全リンの濃度はいずれも減少傾向にあるが、全リンの濃度の減少が全窒素より大きく、琵琶湖への流入負荷についても同様の傾向が見られる。この結果湖水中の窒素/リンの比（栄養塩バランス）が高くなっておりプランクトン等への影響を与えている可能性が指摘されている。 |
| め | 面整備       | 17  | 一定の区域内で下水道管渠の整備を行い、下水または雨水の排除が可能な状態にすること。  |
| め | 面源負荷      | 61  | 市街地や農地などのように、不特定の汚濁負荷発生源から排出される汚濁負荷。   |

## や行

|   | 語句       | 該当頁 | 説明  |
|---|----------|-----|---|
| ゆ | 有収水量     | 93  | 実際に処理した汚水量のうち不明水分を除いた料金収入の対象となった水量分。      |
| よ | 溶存酸素濃度低下 | 60  | 溶存酸素濃度が低くなる状態が時空間的にかなり広がってきていることが示唆されている。 |

## ら行

|   | 語句    | 該当頁 | 説明  |
|---|-------|-----|---|
| り | 流域下水道 | 8   | 都道府県が2以上の市町村の区域における下水道を排除・処理する幹線や終末処理場を有する下水道（国土交通省所管）。 |

注）頁 No：当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。

## アルファベット

|   | 語句              | 該当頁 | 説明  |
|---|-----------------|-----|---|
| B | BCP<br>(事業継続計画) | 7   | Business Continuity Plan：災害等により通常業務の遂行が困難になる事態が発生した際に、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画。                              |
| B | BCP 簡易版         | 43  | 非常時の体制図や簡易な被害想定による必要な協力体制等を検討した下水道 BCP  |
| B | BCP 網羅版         | 43  | 詳細な被害想定等、必要な項目を網羅した下水道 BCP  |
| B | BOD             | 58  | Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)：溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つ。               |
| C | COD             | 58  | Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)：水中の被酸化性物質が一定条件のもとで、酸化剤によって酸化されるに要する酸素量をいう。水の有機物質による汚濁の指標に用いられる。               |
| D | DBO             | 86  | Design, Build, Operation：設計・施工から運営管理までを一括で発注する業務委託。   |
| I | ICT             | 87  | Information and Communication Technology：情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。 |
| I | IoT             | 87  | Internet of Things：従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等の IT 関連機器が接続されていたインターネットにそれ以外の様々な“モノ”を接続すること。                            |
| M | MICS            | 72  | Ministry Intelligence Comprehensive System：処理人口及び処理水量の 1/2 以上を下水道で処理対象としている地域において、他事業の汚泥を下水道で共同処理する事業。          |

注) 頁 No：当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。